

特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所 月刊 人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所
所在地：359-0038埼玉県所沢市北秋津5-42-14
電話：04-2992-5113
FAX：050-3588-4582
メール：info@shiozawatoshiya.com

【4月の主な人事労務情報】

(1) **改正労基法の施行** 4/1から改正労働基準法が施行されます。改正内容は①月60時間超の時間外労働に対する割増率を50%以上に②50%以上の引上げに替わる代休の付与※以上、一定の中小企業は対象外。③時間単位での年次有給休暇の付与などです。詳細はご相談ください。

(2) **保険料率の変更** 新年度から雇用保険料率が変更されます。また、協会けんぽの保険料率、介護保険料率が変更されています。給与計算の際はご注意ください。

(3) **雇用保険料の免除対象** 雇用保険の高年齢労働者の保険料免除対象者は、昭和21年4月1日までに生まれた方となります。

(4) **労働保険年度更新** 手続き時期は昨年より6～7月に移動しています(社会保険算定基礎届の時期と重なるため、今のうちに旧年度の賃金データをまとめておくとういでしょう)。

1月の首都圏の平均時給は982円で前月比5円減少。職種別では、事務系(-18円 980円) 製造・物流・清掃職系(-8円 945円) 販売・サービス職系(-8円 953円) フード系(-4円 949円) の4職種で前月比マイナスとなりました。営業系(+22円 1,078円) 専門職系(+6円 1,159円) は前月比増となっています。

中国人技能実習生に最低賃金法を適用(名古屋高裁 3/25)

中国人技能実習生5人が、受け入れ先の清掃会社に未払い賃金や解雇による損害など計約1,000万円の支払いを求めたもので、会社側に計900万円の支払が命じられました。会社側の控訴は棄却されました。

実習生側代理人によれば、高裁段階で初めて「外国人技能実習生は労働者で最低賃金法を適用」と認定した判決でした。

労働者派遣法改正案を国会提出(政府)

3月29日、政府は労働者派遣法改正案を国会に提出しました。義務化される内容を中心に、以下、ご紹介します。

【事業の規制強化】

- ①登録型派遣を原則禁止(専門26業務等は例外)
- ②製造業務派遣を原則禁止(1年超の常用の労働者派遣は例外)
- ③日雇派遣(日々または2カ月以内の期間雇用の労働者派遣)を原則禁止

その他、グループ企業内派遣の8割規制、離職労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることの禁止

【派遣労働者の保護】

- ①派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化

【違法派遣への対処】

- ①派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れていた場合、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす制度の導入
- ②処分のがれ対策として派遣業許可の欠格理由を整備

【施行日】

施行期日は改正法公布の日から6カ月以内の日で、「登録型派遣の原則禁止」と「製造業派遣の原則禁止」さらに3年以内の日とされています。

区分	雇用保険率：平成22年4月1日改定後		
	保険率	負担割合	
			事業主
一般の事業	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1,000	10.5/1,000	7/1,000
建設の事業	18.5/1,000	11.5/1,000	7/1,000

雇用保険の改正と保険料率変更(厚労省)

おもな内容はつぎのとおりです。

- ①31日以上雇う見込みのある場合は加入対象とする。(「6ヶ月以上」から変更)
- ②雇用保険料率を引き上げる。(上の表のとおり)
- ③雇用保険料を徴収しながら加入していなかった場合、2年以上遡って加入できるようにする。

4月納入分以降の保険料率(協会けんぽ)

健康保険料、介護保険料ともに大幅な引上げが行なわれています。

給与計算時はくれぐれもご注意ください(当事務所顧客様には、保険料額一覧表などご提供しております)。

2010年度新入社員は「ETC型」(日本生産性本部)

日本生産性本部は26日、2010年度の新入社員のタイプを「ETC型」と命名しました。厳しい就職戦線めぐり抜けた新入社員について、つぎのようにたえています。

「性急に関係を築こうとすると直前まで心の『バー』が開かないので、スピードの出し過ぎにご用心。IT活用には長けているが、人との直接的な対話がなくなるのが心配。理解していけば、スマートさなど良い点も段々見えてくるだろう」。

アルバイトの賃金動向(㈱リクルート)

㈱リクルートによれば、

近況報告

今年の4月は、「健康保険・介護保険・雇用保険の料率改定」「雇用保険法と労働基準法の改正」など、実務に影響のある変更の多い月となりました。当事務所の実務では、チェックシートなどを活用した定型的人事業務の効率化・見える化のご相談が目立って増えております。年度はじめにしては人材移動の少ない状況ですが、作業プロセス見直しの好機といえそうです。(塩澤)

